

ネットワーク通信

発行: JAL争議支援全国ネットワーク事務局
連絡先 E-mail: Tokyo_renranku@fight.chips.jp

今年こそ解決の年に！ (JHU 委員長新年挨拶)

日頃の争議への物心両面のご支援に対し深く感謝申し上げます。JALの解雇争議は16年目に入りました。

2025年5月に「JAL争議支援全国ネットワーク」が結成され、11月13日には院内集会が開かれ超党派の国会議員から14名の参加がありました。また、12月9日のJAL本社大包囲行動は昨年を大幅に上回る参加者・参加団体で成功裡に収めることができました。

さて、2021年4月にJHU結成後、5月に東京都労働委員会に救済を申立てていた不当労働行為事件 (JAL 2事件、国土交通省1事件) の命令が本年1月15日に交付されることになりました。

JAL解雇争議の15年間を振り返れば、165名の解雇の狙いが「組合潰し」と「もの言う労働者の排除」にあったことが明らかになってきています。一昨年4月に鳥取三津子氏が日本航空初の女性社長に就任しましたが、旧態依然たる労務政策は全く変わっていません。足元の争議を解決できない経営に安全を語る資格はありません。私たちの闘いは「労働者の権利」と「空の安全」を守る戦いです。納得できる解決を目指して頑張る決意です。本年もよろしくお願い申し上げます。(一部抜粋)

2026年1月 JAL被解雇者労働組合 (JHU) 委員長 山口宏弥

東京都労働委員会命令出される(2026.1.15)

1月15日、JAL事件2件と国交省事件の不当労働行為救済申立てにつき、命令書の交付がありました。

JAL団交拒否事件については、整理解雇後のJALグループの運航乗務員・客室乗務員の人数について、団交において根拠を示して具体的に見解述べていなかったことについて、不当労働行為を認定し、この点につき誠実に団交に応ずること、不当労働行為であることが認定されたことこのような行為を繰り返さないように留意する旨の文章をJAL被解雇者労働組合に交付しなければならないことが命令されました。すでに整理解雇事件については最高裁まで争われ、判決が確定していますが、それでも、JALに対して、整理解雇後のグループの運航乗務員・客室乗務員の人数を団交で誠実に説明することを命じた本命令は画期的なものです。(弁護士:指宿昭一)

尚、国土交通省事件については、国交省は労組法の使用者ではないと判断したものの、国交省が人員削減を含む更生計画の策定や遂行の過程に一定の影響を及ぼしたであろうことは否定

できないと認定しました。

【JAL 本社に要請行動】

都労委命令の翌日の1月16日に、JHU と全国ネットワーク共同代表と支援者のみなさんで、JAL 本社へ都労委命令を受けて、団体交渉の早期開催を求める要請行動を行いました。

★「JAL争議支援全国ネットワークは、JHU の声明を全面的に支持し、今後の運動を質量ともに広めていくことに努力すること。そして、一日も早く解雇争議の全面勝利解決に向けて、JHU とともに頑張っていきます。」

2・13 都労委命令と JAL 戦争

勝利をめざす決起集会

2月13日（金）18：15～19：45（開場 18：00）

文京区民センター3A 都営三田線春日駅 A2 出口すぐ

主催：JAL被解雇者労働組合（JHU） JAL争議支援全国ネットワーク

JAL に解決を迫る戦いのうねりを更に大きく！！

プログラム

- JHU からの挨拶
- 都労委命令について弁護団からの報告
(指宿昭一弁護士)
- 今後の取り組み
- 団結頑張ろう



JHU 声明 ～都労委命令を受けて～

2026年1月15日、JAL被解雇者労働組合(JHU)が東京都労働委員会に不当労働行為救済命令を求めて申し立てていたJALの2事件(団交拒否および中立保持義務違反)、並びに国土交通省事件(団交拒否)について、東京都労働委員会から命令が交付されました。

JAL2事件では、JHUは労組法7条2号の「使用者が雇用する労働者の代表者にあたる」と判断したうえで、団交拒否については、会社が「人員削減数」について具体的な説明を行わなかったことを不当労働行為と認定し、会社に対し、誠実に団交に応じること、及びこのような行為を繰り返さないよう留意する旨の文書を組合に交付するよう命令が出されました。一方、国交省事件では、国交省は「労組法上の使用者にあたらない」として「棄却」されました。しかし、「国交省がJALの人員削減を含む更生計画の策定、遂行過程で一定の影響を及ぼしたことは否定できない」と事実認定しました。

今回の命令が意味するものは、整理解雇を有効と判断した最高裁判決に対する疑義と同時に、この最高裁判決を理由に、争議解決に正面から向き合おうとしなかったこれまでのJALの対応はもはや通用しないということであり、解雇争議の全面解決に向か、突破口となる画期的な命令といえます。また、解雇問題に関与し、JALと一体となり「人員削減数」を隠してきた国交省の責任も明らかになりました。

JALは「削減目標に達しない」という理由で165名を解雇しながら、「人員削減数」を一切明らかにせず隠し続けてきました。また、解雇後にパイロット700名、客室乗務員7,500名以上を新たに採用しながら、被解雇者を一人も原職に戻していません。JHUは、「被解雇者を雇用されるものとして扱え」として都労委に申し立てし、現在審理が進められています。不当労働行為をこれ以上続けることは許されません。JALは、今回の命令に従い、直ちに「人員削減数」の情報を明らかにして、解雇が必要なかったことを認め、早期に解雇争議を全面解決することが求められています。

JALでは安全上のトラブルが続いている。その原因が「利益第一主義」だけでなく、モノいうベテラン乗務員の解雇により、「経験」と「チームワーク」が軽視され、おかしいことをおかしいと言えない職場となった結果にある事は疑う余地がありません。2010年大みそかの不当解雇から15年、今こそJALは60年以上続く“分断と差別”的労務政策と決別すべきです。

JAL不当解雇撤回の闘いは、組合潰しを許さず労働者の権利を守る闘いであり、空の安全を守る闘いです。私たちは、全ての支援者と共に、JALの違法不当な「分断と差別」の労務政策が運航の安全基盤を脅かしている実態を国内外に訴え、今回の都労委命令を突破口とし、15年に及ぶ解雇争議の全面解決をめざし全力で闘います。

2026年1月16日 JAL被解雇者労働組合(JHU)

命 令 書

東京都千代田区麹町一丁目3番地

申立人 J A L 被解雇者労働組合

委員長 山口宏弥

東京都品川区東品川二丁目4番11号

被申立人 日本航空株式会社

代表取締役 鳥取三津子

上記当事者間の都労委令和3年不第38号事件及び同4年不第66号事件について、当委員会は、令和7年10月21日第1875回公益委員会議及び同年11月18日第1877回公益委員会議において、会長公益委員團藤丈士、公益委員太田治夫、同水町勇一郎、同垣内秀介、同笠木映里、同神吉知郁子、同北井久美子、同田村達久、同富永晃一、同西村美香、同福島かなえ、同森円香、同渡邊敦子の合議により、次のとおり命令する。

主 文

- 被申立人日本航空株式会社は、申立人J A L 被解雇者労働組合が、令和3年4月5日付けで要求した「統一要求に準じた解決」を議題とし、平成23年7月に被申立人が公表した航空法に基づく安全報告書の人員数と、22年6月に被申立人の更生管財人が作成した更生計画案に関する説明会の資料に示された人員数を踏まえて、22年12月31日付けの整理解雇後の被申立人の企業グループにおける運航乗務員及び客室乗務員の人員数に関する被申立人の認識について説明を求める団体交渉を申し入れたときは、根拠を示して具体的に見解を述べるなどして、誠実に応じなければならない。
- 被申立人は、本命令書受領の日から1週間以内に、下記内容の文書を申立人に交付しなければならない。

記

2026年1月16日

(JHU発034号)

日本航空株式会社

代表取締役社長 鳥取 三津子 殿

人財本部長 大堀 哲 殿

JAL被解雇者労働組合 (JHU)

委員長 山口 宏弥

都労委命令を受けての団体交渉の要求

2026年1月15日、組合が東京都労働委員会に申し立てていた事件（団交拒否および中立保持義務違反）について、命令が発行されました。

団交拒否事件については、組合が整理解雇後の運航乗務員および客室乗務員の人数について説明を求めたことに対し、根拠を示し具体的な説明を行わなかった会社の対応は不当労働行為であると認定され、会社に対し、誠実に団体交渉に応じること、および、このような行為を繰り返さないよう留意する旨の文書を組合に交付しなければならないと命令されました。

日本航空は、中労委への再審査請求や命令取り消し訴訟などせず、今回の命令に従い、直ちに削減数の情報を明らかにし、165名の解雇が必要なかったことを認めて、15年に及ぶ解雇争議を解決することが強く求められています。

つきましては、今回の都労委命令を受け、命令に対する会社の考え方および今後の対応について協議するため、1月28日までに、社長または役員出席の団体交渉を行うよう要求します。

以上